

# 構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

企 画 第 1 5 7 号  
平成15年10月10日

内閣総理大臣 小泉純一郎 殿

和歌山県知事 木 村 良 樹

平成15年4月21日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第6条第1項の規定及び同法附則第3条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

## 記

### 1. 変更事項

- (1) 構造改革特別区域計画（本体）
  - 6 構造改革特別区域計画の目標
  - 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果
  - 8 特定事業の名称
  - 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事業
- (2) 構造改革特別区域計画（別紙）（1006に関するものを追加）

### 2. 変更事項の内容

別添のとおり

和歌山県構造改革特別区域計画変更対照表（本体）

| 変更後  | 現計画   |
|--|---|
| <p>6 構造改革特別区域計画の目標<br/>（略）</p> <p>また、Iターンを促進する癒しの定住促進拠点の形成については、本県が推進する「緑の雇用事業」と併せて、Iターン者が定住できる条件整備として、「<u>有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業</u>」「<u>農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業</u>」などを総合的に推進し、都市から地方への定住を促進する地方定住型拠点の形成を目指すものである。</p> <p>このように、都市と地方の交流、ひいては都市から地方への定住といった、人口の逆流動を起こす「新ふるさと創り」を推進することにより、ひいては「21世紀の都市と地方の共生モデル」として全国に波及する「都市と地方」の関係の構造改革に繋げるものである。</p>       | <p>6 構造改革特別区域計画の目標<br/>（略）</p> <p>また、Iターンを促進する癒しの定住促進拠点の形成については、本県が推進する「緑の雇用事業」と併せて、Iターン者が定住できる条件整備として、「有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業」また今後新たに追加される予定の「<u>農地法に規定する最低取得面積要件緩和措置</u>」などを総合的に推進し、都市から地方への定住を促進する地方定住型拠点の形成を目指すものである。</p> <p>このように、都市と地方の交流、ひいては都市から地方への定住といった、人口の逆流動を起こす「新ふるさと創り」を推進することにより、ひいては「21世紀の都市と地方の共生モデル」として全国に波及する「都市と地方」の関係の構造改革に繋げるものである。</p>                    |
| <p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果<br/>（2）緑のIターン促進エリア（美里町、清水町、中津村、美山村、龍神村、中辺路町、大塔村、那智勝浦町、古座川町、熊野川町、本宮町及び北山村の全域）では、既に緑の雇用事業により、県外から平成14年度に約120名のIターン者を受け入れるとともに、本県の事業としても18事業約17億円を投入し、定住促進のための住宅建設、森林の整備による緑の環境創造、担い手育成などを通じて、環境の保全で新たな雇用を創出し、中山間地域の活性化に取り組んでいるが、今回の特別区域の設定により、Iターン者が栽培した農産物が有害鳥獣による深刻な被害から免れ、<u>農地法の農地の権利取得後の下限面積要件の緩和により、定住に不可欠な生産基盤である農地の確保が期待できる。</u></p> | <p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果<br/>（2）緑のIターン促進エリア（美里町、清水町、中津村、美山村、龍神村、中辺路町、大塔村、那智勝浦町、古座川町、熊野川町、本宮町及び北山村の全域）では、既に緑の雇用事業により、県外から平成14年度に約120名のIターン者を受け入れるとともに、本県の事業としても18事業約17億円を投入し、定住促進のための住宅建設、森林の整備による緑の環境創造、担い手育成などを通じて、環境の保全で新たな雇用を創出し、中山間地域の活性化に取り組んでいるが、今回の特別区域の設定により、Iターン者が栽培した農産物が有害鳥獣による深刻な被害から免れ、<u>今後、特定事業とされる予定の農地法の最低取得面積要件緩和事業の導入により、定住に不可欠な生産基盤である農地の確</u></p> |

こうしたことにより、平成15年度には平成14年度のIターン者の定着を含め約300人のIターンを目指し、当面は約400人を目途とした「都市」から「地方」への人口流動により、森林の保全による国土保全、都市と地方の共感に満ちた関係の創出、地域のコミュニティの維持などにより、地域全体の活性化が見込まれる。

また、今後5年間で、緑のIターン促進エリアにおいて取得が可能となる現行下限面積を下回る面積の耕作放棄地(7,340アール)のうち約800アールの活用を図る。

8 特定事業の名称

土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業(403)

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業(1001)

地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業(1002)

有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業(1303)

農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業(1006)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事業

保が期待できる。

こうしたことにより、平成15年度には平成14年度のIターン者の定着を含め約300人のIターンを目指し、当面は約400人を目途とした「都市」から「地方」への人口流動により、森林の保全による国土保全、都市と地方の共感に満ちた関係の創出、地域のコミュニティの維持などにより、地域全体の活性化が見込まれる。

8 特定事業の名称

土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業

有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業

農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事業

(1) 農地法に規定する最低取得面積要件(50アール)の緩和措置の導入

構造改革特区の第2次提案募集後に特区として実施されることとなった

|  |   |
|--|---|
| <p>( 1 ) 紀ノ川緑の歴史回廊推進事業<br/>    ( 略 )</p> <p>( 2 ) 新ふるさと創り事業<br/>    ( 略 )</p> <p>( 3 ) インフラ整備等食と緑の工場整備事業<br/>    ( 略 )</p> | <p><u>「農地法に規定する最低取得面積要件(50アール)の緩和措置」について、<br/>Iターンを希望する都市住民が、自給的若しくは副業的に農業を行うこと<br/>で収入源の強化を図り、定住しやすい条件を整えるため、本特区内で実施<br/>する特定事業として、その導入を推進する。</u></p> <p>( 2 ) 紀ノ川緑の歴史回廊推進事業<br/>    ( 略 )</p> <p>( 3 ) 新ふるさと創り事業<br/>    ( 略 )</p> <p>( 4 ) インフラ整備等食と緑の工場整備事業<br/>    ( 略 )</p> |
|--|---|

和歌山県構造改革特別区域計画変更対照表（別紙）

| 変更後  | 現計画 |
|--|-----|
| <p>1 特定事業の名称</p> <p>1006 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者</p> <p><u>和歌山県海草郡美里町、有田郡清水町、日高郡中津村、美山村、龍神村、西牟婁郡中辺路町、大塔村、東牟婁郡那智勝浦町、古座川町、熊野川町、本宮町及び北山村（以下「特例適用町村」という。）において、現在設定している農地等の権利取得後の下限面積を下回る面積の農地等の権利を取得する者</u></p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日</p> <p><u>構造改革特別区域計画の認定を受けた日</u></p> <p>4 特定事業の内容</p> <p><u>和歌山県知事が農地法第3条第2項第5号の規定に基づき定めている農地の権利取得後の下限面積を、特例適用町村全域において10アールに変更し、現行下限面積を下回る農地の取得を可能とする。</u></p> <p><u>具体的には、例えば那智勝浦町に居住するIターン者が、本特定事業を活用することにより、17アールの農地を取得することを計画している。また、特例適用町村では、森林整備を雇用の受け皿とする「緑の雇用事業」等を推進することにより、都市からのIターン促進に積極的に取り組んでいるが、平成14年9月に緑の雇用事業による森林作業員のうち22名を抽出しアンケートを行ったところ、就農を希望する者が4名あり、特区計画変更認定後、「緑の</u></p> |     |

雇用事業」従事者に対し周知を図ることとしている。

## 5 当該規制の特例措置の内容

特例適用町村に設定されている現行下限面積は、9町村（清水町、美山村、龍神村、中辺路町、大塔村、古座川町、熊野川町、本宮町及び北山村）が20アール、3町村（美里町、中津村及び那智勝浦町）が30アールであるが、全域において10アールに変更する。

特例適用町村は、農家人口に占める65歳以上の者の割合が、1995年の36%から2000年には42%と拡大し、高齢化が進む本県においても特に高齢化が深刻な地域である。

また、経営規模を見ても、県全体の平均経営面積が71アールであるのに対し、中山間地域である特例適用町村は39アールであり、かつ、既に町村全域が農地法第3条第2項第5号の規定に基づき知事が別段の面積を定める区域として、20アール又は30アールの面積が定められていることから明らかのように、当該面積未満の農地を耕作している者が40%を上回っているのが現状である。

認定農業者数で見ても、平成15年6月末現在で、県内で2,549名が認定されているのに対し、特例適用町村では47名（全体の1.8%）にとどまっており、経営規模の拡大を図りにくい地域であり、高齢化、後継者不足への対応が課題となっている。

さらに、特例適用町村では、耕作放棄地が1995年の16,216アールから2000年には20,438アールに、4,222アール増加し、遊休農地化の拡大に歯止めをかける必要のある地域である。

これら耕作放棄地の内訳を見ると、現在設定している農地の権利取得後の下限面積を下回るものが48%の9,807アールあり、うち10アール以上の

農地が7,340アールある。また、耕作放棄地面積規模別農家数で見ても、現行下限面積未満の小規模の耕作放棄地を有する農家が80%(うち10アール以上が38%)を占めている。

このように、小規模遊休農地の解消を図ることが農地の効率的かつ総合的な利用を図るうえで重要な課題となっており、農地の権利取得後の下限面積を10アールに変更することで、これら小規模遊休農地の解消を図る。

一方、この地域では、森林整備を雇用の受け皿とする「緑の雇用事業」等を推進することにより、都市からのIターン促進に積極的に取り組んでいるが、Iターン者が定住するためには、森林作業により得られる所得では十分とは言えず、自給的あるいは副業的に農業を行うことで収入基盤の安定を図ることが必要となっていることから、小規模な農地の取得を希望する者が潜在している。これまでも、特例適用町村では、平成元年度以降36名のIターン者等が新規に就農しており、農地取得に際する下限面積要件を緩和することにより、より多くの新規就農が期待される。

当面の目標としているIターン者約400名のうち80名程度が、本特定事業を活用し、農地の権利を取得することを見込んでいる。

将来的に本特例により許可を受ける者の町村別人数(見込み)

美里町(4) 清水町(8) 中津村(8) 美山村(5) 龍神村(5)

中辺路町(9) 大塔村(3) 那智勝浦町(18) 古座川町(5)

熊野川町(7) 本宮町(7) 北山村(1)

農家の担い手の状況

(単位：人)

|       | 2000年   |        |      | 1995年   |        |      | 認定農業者数 |
|-------|---------|--------|------|---------|--------|------|--------|
|       | 農家人口    | 65歳以上  | 高齢化率 | 農家人口    | 65歳以上  | 高齢化率 |        |
| 美里町   | 1,769   | 766    | 43%  | 2,127   | 748    | 35%  | 15     |
| 清水町   | 2,233   | 944    | 42%  | 2,397   | 847    | 35%  | 9      |
| 中津村   | 1,149   | 413    | 36%  | 1,288   | 411    | 32%  | 3      |
| 美山村   | 792     | 351    | 44%  | 927     | 315    | 34%  | 0      |
| 龍神村   | 1,825   | 673    | 37%  | 2,017   | 642    | 32%  | 0      |
| 中辺路町  | 1,036   | 475    | 46%  | 1,153   | 468    | 41%  | 0      |
| 大塔村   | 753     | 346    | 46%  | 845     | 317    | 38%  | 1      |
| 那智勝浦町 | 1,734   | 719    | 41%  | 2,073   | 775    | 37%  | 14     |
| 古座川町  | 960     | 441    | 46%  | 1,101   | 427    | 39%  | 5      |
| 熊野川町  | 408     | 201    | 49%  | 548     | 230    | 42%  | 0      |
| 本宮町   | 745     | 341    | 46%  | 843     | 341    | 40%  | 0      |
| 北山村   | 70      | 44     | 63%  | 86      | 32     | 37%  | 0      |
| 適用町村計 | 13,474  | 5,714  | 42%  | 15,405  | 5,553  | 36%  | 47     |
| 和歌山県  | 160,175 | 47,696 | 30%  | 175,333 | 45,699 | 26%  | 2,549  |



平均耕地面積

(単位：a)

|           | 2000年      |        |            |
|-----------|------------|--------|------------|
|           | 経営耕地<br>面積 | 農家数    | 平均耕地<br>面積 |
| 美里町       | 26,239     | 555    | 47         |
| 清水町       | 25,789     | 772    | 33         |
| 中津村       | 14,311     | 340    | 42         |
| 美山村       | 8,774      | 272    | 32         |
| 龍神村       | 18,109     | 540    | 34         |
| 中辺路町      | 17,667     | 390    | 45         |
| 大塔村       | 11,260     | 287    | 39         |
| 那智勝浦<br>町 | 25,464     | 613    | 42         |
| 古座川町      | 11,624     | 358    | 32         |
| 熊野川町      | 8,258      | 160    | 52         |
| 本宮町       | 9,129      | 274    | 33         |
| 北山村       | 956        | 35     | 27         |
| 適用町村<br>計 | 177,580    | 4,596  | 39         |
| 和歌山県      | 2,838,727  | 39,863 | 71         |

耕作放棄地の状況

(単位：a)

|           | 2000年      |                 |           | 1995年      |                 |           |
|-----------|------------|-----------------|-----------|------------|-----------------|-----------|
|           | 経営耕<br>地面積 | 耕作放<br>棄地面<br>積 | 耕作放<br>棄率 | 経営耕<br>地面積 | 耕作放<br>棄地面<br>積 | 耕作放<br>棄率 |
| 美里町       | 26,239     | 4,816           | 18%       | 30,583     | 4,537           | 15%       |
| 清水町       | 25,789     | 1,762           | 7%        | 26,979     | 1,499           | 6%        |
| 中津村       | 14,311     | 1,832           | 13%       | 16,712     | 1,239           | 7%        |
| 美山村       | 8,774      | 539             | 6%        | 9,559      | 225             | 2%        |
| 龍神村       | 18,109     | 909             | 5%        | 20,171     | 484             | 2%        |
| 中辺路町      | 17,667     | 1,535           | 9%        | 20,177     | 1,276           | 6%        |
| 大塔村       | 11,260     | 953             | 8%        | 11,628     | 900             | 8%        |
| 那智勝浦<br>町 | 25,464     | 4,361           | 17%       | 30,910     | 3,594           | 12%       |
| 古座川町      | 11,624     | 1,454           | 13%       | 13,828     | 789             | 6%        |
| 熊野川町      | 8,258      | 738             | 9%        | 10,140     | 685             | 7%        |
| 本宮町       | 9,129      | 1,514           | 17%       | 10,660     | 949             | 9%        |
| 北山村       | 956        | 25              | 3%        | 1,343      | 39              | 3%        |
| 適用町村<br>計 | 177,580    | 20,438          | 12%       | 202,690    | 16,216          | 8%        |

10a以上で現行下限面積未満の耕作放棄地面積(2000年)

(単位: a)

|       | 計     | 10~15 | 15~20 | 20~30 | 参考    |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|       |       |       |       |       | 10a未満 | 合計    |
| 美里町   | 1,918 | 499   | 328   | 1,091 | 227   | 2,145 |
| 清水町   | 760   | 463   | 297   |       | 336   | 1,096 |
| 中津村   | 854   | 299   | 130   | 425   | 294   | 1,148 |
| 美山村   | 217   | 139   | 78    |       | 147   | 364   |
| 龍神村   | 212   | 127   | 85    |       | 277   | 489   |
| 中辺路町  | 401   | 213   | 188   |       | 101   | 502   |
| 大塔村   | 226   | 82    | 144   |       | 93    | 319   |
| 那智勝浦町 | 1,750 | 478   | 603   | 669   | 469   | 2,419 |
| 古座川町  | 359   | 175   | 184   |       | 249   | 608   |
| 熊野川町  | 181   | 53    | 128   |       | 82    | 263   |
| 本宮町   | 444   | 221   | 223   |       | 185   | 629   |
| 北山村   | 18    |       | 18    |       | 7     | 25    |
| 適用町村計 | 7,340 | 2,749 | 2,406 | 2,185 | 2,467 | 9,807 |

耕作放棄地面積規模別農家数(2000年)

|           | 農家数(戸) |           |             |            | 比率        |             |
|-----------|--------|-----------|-------------|------------|-----------|-------------|
|           | 計      | 10a未<br>満 | 10~下<br>限面積 | 下限面<br>積以上 | 10a未<br>満 | 10~下<br>限面積 |
| 美里町       | 215    | 40        | 116         | 59         | 19%       | 54%         |
| 清水町       | 169    | 81        | 63          | 25         | 48%       | 37%         |
| 中津村       | 132    | 63        | 54          | 15         | 48%       | 41%         |
| 美山村       | 59     | 35        | 17          | 7          | 59%       | 29%         |
| 龍神村       | 98     | 71        | 16          | 11         | 72%       | 16%         |
| 中辺路町      | 85     | 22        | 31          | 32         | 26%       | 36%         |
| 大塔村       | 55     | 20        | 17          | 18         | 36%       | 31%         |
| 那智勝浦<br>町 | 255    | 100       | 111         | 44         | 39%       | 44%         |
| 古座川町      | 114    | 59        | 27          | 28         | 52%       | 24%         |
| 熊野川町      | 44     | 17        | 13          | 14         | 39%       | 30%         |
| 本宮町       | 98     | 41        | 34          | 23         | 42%       | 35%         |
| 北山村       | 3      | 2         | 1           |            | 67%       | 33%         |
| 適用町村<br>計 | 1,327  | 551       | 500         | 276        | 42%       | 38%         |